平成２１年（フ）第２２７３号
福岡市東区和白丘３丁目17―28
債務者　山下　浩一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２９５号
福岡県朝倉市柿原842番地１ハイツ柿原103号
債務者　長谷部真琴（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３２５号
福岡市南区向新町２丁目26番19号
債務者　野中　弘江
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３８１号
神奈川県川崎市高津区上作延1132番地１トレ・リレント304
債務者　松本小夜子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３９３号
福岡県大野城市東大利１丁目９番13号オーエムケイビル303号
債務者　伊藤　幸子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３９７号
福岡市早良区野芥４丁目45番28―104号
債務者　塩内　　満
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４０５号
福岡市東区筥松新町６番３―505号
債務者　田中みゆき
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４１７号
福岡市東区美和台５丁目18番６号
債務者　山村　隼人
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４３３号
福岡市南区多賀１丁目17番30―507号
債務者　岸川　静香
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４４２号
福岡市東区松島２丁目１番５号
債務者　豊田　高久（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４４３号
福岡市東区松島２丁目１番５号
債務者　豊田　明美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４５６号
福岡市東区多々良１丁目55番６号
債務者　竹島マキ子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４６３号
福岡市南区鶴田４丁目49番６号
債務者　宮嵜　順子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４６４号
福岡県春日市日の出町６丁目13番地ベルエール日の出101号
債務者　大居　寿章
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４６６号
福岡市博多区春町２丁目４番７号
債務者　貞末　　稔
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４７６号
福岡市南区長丘２丁目20番21―101号
債務者　工藤　幸一
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４９４号
福岡市城南区七隈３丁目16番３号
債務者　奥田　琢麿
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５２１号
福岡県糸島郡二丈町大字深江975番地
債務者　新村　文生
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部